第39回 定時株主総会
招集ご通知

Frente

25th anniversary ポリンキー



開催日時

平成27年9月29日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

ホテルメトロポリタン4階
「桜」の間

- 本招集ご通知に配当金のお支払いに関する書類を同封しております。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。

株式会社フレンテ

証券コード：2226

目 次

株主総会招集ご通知 …… 2
株主総会参考書類
第1号議案 定款一部変更の件 …… 4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 …… 8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 …… 11
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 …… 13
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 …… 14
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 …… 14
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 …… 15
(添付書類)
事業報告 …… 16
連結計算書類 …… 28
計算書類 …… 30
監査報告 …… 32

常に未来のための布石を打ち、現状を改革する



当社は現在、『未来に向けた新しい流れを創る』をテーマに掲げ、既存事業の構造改革と新事業・国際事業の拡大を推進しています。

国内市場では、新ブランド「ハッシュ」での新カテゴリー進出、自社でのEコマース始動、乳酸菌LS1配合「スーパークリッシュ」での機能性食品表示取得をはじめとして、様々な可能性を切り拓いています。

海外市場では、すでに強い事業基盤を築いている台湾をはじめとして、既存進出国・エリアでのシェア拡大を図りつつ、新規進出先を検討します。

株主の皆様には今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

代表取締役社長　小池 孝

新ブランド「ハッシュ」発売！

発売日　9月 7日　全国コンビニエンスストア
9月21日　全国スーパーマーケット等

ひとくちハッシュドポテトスナック
ハッシュ



湖池屋の新たな挑戦として、満を持して「ハッシュ」が登場。いつでもどこでも、ぱくっと一口で食べられる新携帯スナックです。



証券コード 2226
平成27年9月11日

株 主 各 位

東京都板橋区成増五丁目9番7号
株式会社 フレンテ
代表取締役社長　小池 孝

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

議決権行使についてのご案内

① 株主総会にご出席いただける場合



会場受付にてご提出

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）
株主総会開催日時：平成27年9月29日（火曜日）午前10時
株主総会開催場所：ホテルメトロポリタン4階「桜」の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

② 株主総会にご出席いただけない場合



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご返送ください。
行使期限：平成27年9月28日（月）午後5時10分到着分まで
※各議案につき賛否の記載がない場合、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

招集ご通知 P.2
株主総会参考書類 P.4
事業報告 P.16
連結計算書類 P.28
計算書類 P.30
監査報告 P.32

記

1. 日　　時　平成27年9月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場　　所　東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテル メトロポリタン 4階「桜」の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第39期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本「第39回定時株主総会招集ご通知」を株主総会当日、ご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://frente.co.jp/ir/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

■当社グループの現況に関する事項の「財産及び損益の状況の推移」、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://frente.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類並びに監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類とで構成されております。

■本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

第1号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業活動の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

(2) 取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにより、企業価値の向上を実現することを目的として、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、所要の定款変更を行うものであります。

(3) 改正会社法により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されました。これに伴い、当社といたしましては、その期待される役割を十分に発揮できるように、業務執行を行わない取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、所要の定款変更を行うものであります。
その他必要となる条数の調整等を行うものであります。
なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
また、本議案による定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	**第１章　総　則**
（商　号） 第１条　（条文省略）	（商　号） 第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　（条文省略） （１）～（28）（条文省略） （29）農産物、海産物、畜産品及び加工食品の販売 （30）～（35）（条文省略） 2.（条文省略） 3.（条文省略）	（目　的） 第２条　（現行どおり） （１）～（28）（現行どおり） （29）農産物、海産物、畜産品、酒類及び加工食品の販売 （30）～（35）（現行どおり） 2.（現行どおり） 3.（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条　（条文省略）	（本店の所在地） 第３条　（現行どおり）

招集ご通知 P.2
株主総会参考書類 P.4
事業報告 P.16
連結計算書類 P.28
計算書類 P.30
監査報告 P.32

現　行　定　款	変　更　案
（機　関） 第４条　（条文省略） (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機　関） 第４条　（現行どおり） (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第５条～第９条　（条文省略）	第５条～第９条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第10条　（条文省略） 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. （条文省略）	（株主名簿管理人） 第10条　（現行どおり） 2. 当会社は、株主名簿管理人及びその事務取扱場所を定め、これを公告する。 3. （現行どおり）
（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、株式取扱規程による。
第12条～第18条　（条文省略）	第12条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
（員　数） 第19条　（条文省略）	（員　数） 第19条　（現行どおり）
（新設）	2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は7名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. （条文省略） 3. （条文省略）	2. （現行どおり） 3. （現行どおり）
（任　期） 第21条　取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条～第23条　（条文省略）	第22条～第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条～第26条　（条文省略）	第26条～第27条　（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第28条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	**第5章　監査等委員会** （監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の4日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第5章　監査役及び監査役会 第29条～第37条　（条文省略）	（削除） （削除）
第６章　計　算 第38条～第41条　（条文省略）	**第６章　計　算** 第32条～第35条　（現行どおり）
（新設）	**附　則** （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第39回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1　小池（こいけ）　孝（たかし）　(昭和31年8月6日生)

略歴、当社における地位、担当

昭和55年10月　㈱湖池屋入社
昭和56年 7月　同社取締役
昭和61年 7月　同社専務取締役
平成 3年 7月　同社取締役副社長
平成 7年 3月　同社代表取締役社長
11月　当社代表取締役社長（現任）
㈲アシスト（現㈱アシスト）取締役社長
平成14年 6月　フレンテ㈱（現㈱フレンテ・インターナショナル）代表取締役社長（現任）
平成17年 4月　㈱湖池屋代表取締役会長（現任）
㈱アシスト代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

㈱湖池屋　代表取締役会長
㈱フレンテ・インターナショナル　代表取締役社長
㈱アシスト　代表取締役会長

所有する当社株式の数

886,620株

2 田子（たご） 忠（ただし） （昭和26年7月25日生）

略歴、当社における地位、担当

昭和49年 4月　㈱湖池屋入社
昭和61年10月　同社京都工場長
平成 8年10月　同社取締役
平成13年 9月　当社取締役
　㈱湖池屋関東工場長
平成14年 6月　フレンテ㈱（現㈱フレンテ・インターナショナル）取締役
　7月　当社製造本部長
　9月　㈲アシスト（現㈱アシスト）取締役
平成15年 9月　当社常務取締役
　㈱湖池屋常務取締役
　フレンテ㈱（現㈱フレンテ・インターナショナル）常務取締役
平成17年 4月　㈱湖池屋取締役社長
　㈱アシスト取締役社長（現任）
平成18年 9月　当社専務取締役（現任）
　㈱湖池屋代表取締役社長（現任）
平成21年 9月　㈱フレンテ・インターナショナル取締役（現任）

●グループ管理管掌

重要な兼職の状況

㈱湖池屋　代表取締役社長

所有する当社株式の数

36,000株

3 小松原（こまつばら） 義親（よしちか） （昭和27年2月13日生）

略歴、当社における地位、担当

昭和50年 4月　日清食品㈱入社
平成16年 3月　日清シスコ㈱常務取締役
平成20年 3月　日清食品㈱低温事業本部冷凍食品事業部長
平成22年 6月　日清食品冷凍㈱常務取締役営業本部長
平成23年 9月　日清食品ホールディングス㈱
事業戦略本部事業戦略部参与
11月　㈱湖池屋出向
同社執行役員営業本部副本部長・事業戦略担当兼会長付マーケティング・新規事業担当
平成24年 4月　同社執行役員営業本部副本部長兼営業戦略室長兼会長付マーケティング・新規事業担当
7月　同社取締役営業本部副本部長兼会長付マーケティング・新規事業担当
9月　当社取締役
㈱フレンテ・インターナショナル取締役（現任）
平成25年 4月　当社常務取締役（現任）
㈱湖池屋常務取締役営業本部長兼会長付マーケティング・新規事業担当（現任）

●グループ営業管掌

所有する当社株式の数

－株

4 ※山東（さんとう） 一雅（かずまさ） （昭和27年6月9日生）

略歴、当社における地位、担当

昭和51年 4月　日清食品㈱入社
平成13年 3月　同社東京営業部長
平成16年 6月　同社大阪営業部長
平成17年 6月　同社執行役員大阪営業部長
平成20年 2月　明星食品㈱常務取締役
4月　同社常務取締役営業本部長
6月　同社専務取締役営業本部長
平成21年 4月　同社代表取締役社長
平成26年 4月　日清シスコ㈱代表取締役社長
平成27年 4月　日清食品ホールディングス㈱顧問（菓子事業担当）（現任）
日清シスコ㈱非常勤取締役（現任）

重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス㈱顧問（菓子事業担当）
日清シスコ㈱非常勤取締役

所有する当社株式の数

－株

（注）1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 山東一雅氏は、日清食品ホールディングス株式会社の顧問及び日清シスコ株式会社の非常勤取締役を兼務しており、両社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。また、上記両社と当社及び当社の子会社とは、コラボレーション事業のためのライセンス契約等の取引を行っております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山東一雅氏が取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び第1号議案による変更後の定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1　中野（なかの）　均（ひとし）　（昭和22年9月26日生）

略歴、当社における地位、担当

昭和51年10月　㈱湖池屋入社
平成元年10月　同社営業管理室長
平成 3年 4月　同社営業管理室長兼社長室長
平成19年11月　当社内部監査室長
平成20年 9月　当社常勤監査役（現任）

所有する当社株式の数

1,600株

2　神尾（かみお）　和男（かずお）　（昭和26年11月28日生）

略歴、当社における地位、担当

昭和49年 4月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
平成14年 4月　㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）決済業務部長
平成15年 5月　㈱みずほ銀行チャネル営業推進部付審議役
　　みずほマーケティングエキスパーツ㈱出向
　　6月　同社専務取締役
平成21年 4月　独立行政法人建築研究所監事
平成25年 9月　当社常勤監査役（現任）

所有する当社株式の数

－株

3 上平（うえひら） 徹（とおる） (昭和32年8月1日生)

略歴、当社における地位、担当

昭和57年 9月　等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
平成 2年 3月　同社退職
上平会計事務所開設
平成12年 6月　日本精糖㈱（現フジ日本精糖㈱）社外監査役（現任）
平成14年 9月　当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

上平会計事務所
フジ日本精糖株式会社社外監査役

所有する当社株式の数

－株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神尾和男氏及び上平徹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神尾和男氏を社外取締役候補者とした理由は、長年金融業界において培われた知識を当社の監査等委員である社外取締役としての業務に活かしていただくことを期待したためであります。
4. 上平徹氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての高度な専門知識を当社の監査等委員である社外取締役としての業務に活かしていただくことを期待したためであります。また、同氏は、社外役員として以外に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由及び当社での監査役としての実績から、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 神尾和男氏及び上平徹氏は、現在当社の監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ神尾和男氏が2年、上平徹氏が13年になります。
6. 中野均氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び第1号議案による変更後の定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は神尾和男氏及び上平徹氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、神尾和男氏及び上平徹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同様の契約を更新する予定であります。
8. 当社は、現在、監査役神尾和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ていますが、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引続き独立役員とする予定であります。

第4号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

星（ほし）　一雄（かずお）　(昭和20年7月16日生)

略歴、当社における地位、担当

昭和39年	4月	㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
平成 9年	8月	ジェーエムシークレジット㈱出向
平成11年	2月	同社上席執行役員保証部長
平成16年	1月	みずほ信用保証㈱執行役員
	5月	同社上席執行役員
	8月	みずほギャランティ㈱上席執行役員
平成17年	9月	当社常勤監査役
平成18年	9月	㈱湖池屋常勤監査役
		㈱フレンテ・インターナショナル常勤監査役
		㈱アシスト常勤監査役
平成21年	9月	当社監査役

所有する当社株式の数

－株

（注）1.　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.　星一雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3.　星一雄氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由は、長年金融業界において培われた知識及び当社の監査役としての豊富な経験を、監査等委員である取締役に就任された場合に活かしていただくことを期待したためであります。

4.　星一雄氏は過去に当社並びに当社の子会社である株式会社湖池屋、株式会社フレンテ・インターナショナル及び株式会社アシストの監査役でありました。

5.　星一雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成14年5月31日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額600百万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の効力が生じますと、取締役は現在と同数の4名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額70百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役藤原潤也氏は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

藤原（ふじわら）　潤也（じゅんや）

略歴

平成18年9月　当社取締役
平成19年7月　当社常務取締役
平成26年9月　当社取締役（現任）

以 上

1．当社グループの現況に関する事項

（1）主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社グループは、スナック菓子、タブレット菓子等の製造販売を主たる事業としております。当社は持株会社として、以下の子会社4社を統括しております。

㈱湖池屋　・・・・・・・・・・・・・スナック菓子の製造販売事業
㈱フレンテ・インターナショナル・・・タブレット菓子等の製造販売事業
台湾湖池屋股份有限公司・・・・・・台湾でのスナック菓子の販売事業
㈱アシスト ・・・・・・・・・・・・工場メンテナンス事業

主な製品は、下記のとおりであります。

① スナック部門

ポテトスナック	コイケヤポテトチップス	1962年発売のロングセラーブランド
	カラムーチョ	1984年発売のロングセラー辛味系スナック
	すっぱムーチョ	1993年発売の酸味系スナック
スナック	スコーン	1987年発売のコーンクランチスナック
	ドンタコス	1994年発売のコーントルティアチップス
	ポリンキー	1990年発売の網目模様のコーンスナック
	ポップナウ	1958年発売のポップコーン

② タブレット部門

タブレット	スーパークリッシュ	2002年発売の乳酸菌ＬＳ１配合の機能性タブレット
	ピンキー	1997年発売のフルーツミントタブレット

（2）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済には、日経平均株価の上昇や企業収益の改善傾向等が見られるものの、個人消費につきましては消費税増税や緩やかな物価上昇により先行き不透明な要素が見られました。

このような状況の下、当社グループは『オンリーワン』メーカーのポジションを一層強化するため、業務・資本提携しております日清食品ホールディングス株式会社に対し、平成26年11月に2回目となる第三者割当に

招集ご通知 P.2
株主総会参考書類 P.4
事業報告 P.16
連結計算書類 P.28
計算書類 P.30
監査報告 P.32

連結業績の推移

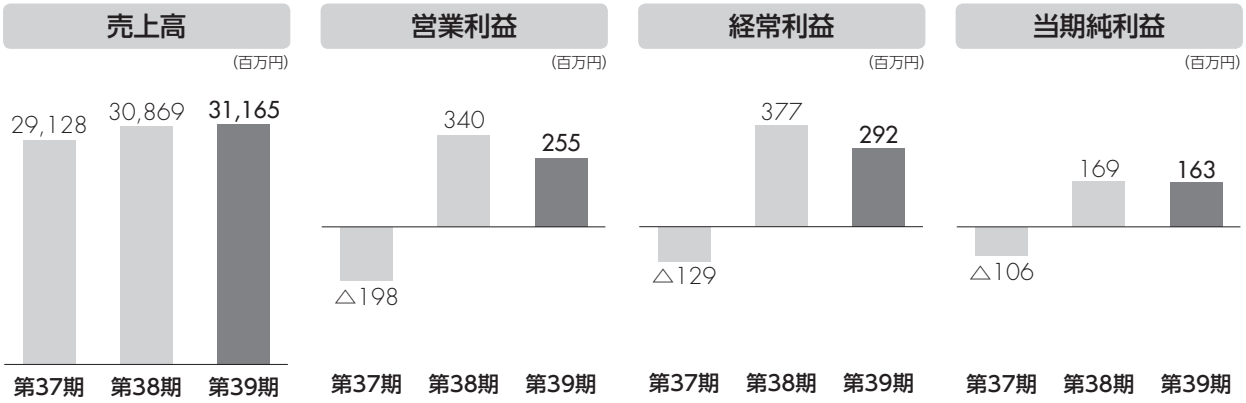

よる新株式の発行を行い、事業活動全般にわたる協働を更に進める施策を実施いたしました。

売上面では発売30周年を迎えた「カラムーチョ」ブランドが好調であったこと等により前年を上回りましたが、利益面では景気回復を背景とした製造人員の確保難による労務費の上昇や、国内・海外での販売促進費が増加したこと等により減益となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は31,165百万円(前連結会計年度比1.0%増)、営業利益255百万円(同25.1%減)、経常利益292百万円 (同22.4%減)、当期純利益163百万円 (同3.1%減) となりました。

1 スナック部門

当連結会計年度におけるスナック部門は、『オンリーワン』ブランドの一層の拡大を図りました。

平成26年9月に発売30周年を迎えた「カラムーチョ」を通年での強化製品として位置付け、テレビコマーシャルの投入や大規模なサンプリング、SNS等における積極的な販促活動によりブランドを活性化させるとともに、営業活動により店頭露出の最大化を図った結果、同ブランドは前年同期を上回る売上となりました。

コーンスナックの「スコーン」はブランドリニューアルを行い、コンセプトを『日本生まれのおいしさ』として明確に打ち出し、キャンペーンやWEB動画を展開するとともに、濃厚な味わいの「ドはまりスコーン」シリーズの強化により好調に推移いたしました。

釜揚げ製法を採用した堅めの食感と、和風のフレーバーが支持されている「頑固あげポテト」は、テレビコマーシャルの投入やキャンペーンにより拡販に努めました。

国際事業につきましては、一貫して「カラムーチョ」ブランドの浸透を図り、台湾では街頭イベントやサンプ

リングを積極的に実施し、当初計画を上回る売上・利益増を達成いたしました。米国やタイでは展示会への出展でブランドを訴求いたしました。

以上の結果、スナック部門の当連結会計年度の売上高は30,745百万円（前連結会計年度比1.4%増）となりました。

2 タブレット部門

当連結会計年度におけるタブレット部門につきましては、乳酸菌LS1配合「スーパークリッシュ」において広告媒体を抜本的に見直し、新聞からWEBに切り替えました。お試しセットを興味喚起の契機とした専用のWEBページにより新規顧客を獲得し、定期購入への転換を促進いたしました。また、食品から摂取しにくいラクトフェリンを配合した「おいしいラクトフェリン」を発売いたしました。

しかしながら、期初において広告戦略転換に伴い、出稿量を一時的に抑制したため、タブレット部門の当連結会計年度の売上高は420百万円（前連結会計年度比22.0%減）となりました。

（3）対処すべき課題

当社グループの定めるグループ理念に基づき、研究開発、マーケティング、販売等の事業活動に取り組み、“楽しさ”と“驚き”を提供できる製品の創出を目指してまいります。

現在、当社グループは成長のキーワードとして『未来に向けた新しい流れを創る』を掲げ、新事業の育成と既存事業の構造改革に取り組んでおります。

また、国内食品市場の成熟化、顧客嗜好の多様化が進むなか、海外での販路拡大に努めるとともに、日清食品ホールディングス株式会社との業務・資本提携により、顧客に新たな価値を迅速かつ効率的に提供できる競争力を強化し、更なる成長を目指します。

1 スナック部門

当社グループでは、主たる事業であるスナック部門を成長の原動力と位置付けております。国内市場では新たな価値を提案するスナックを開発するとともに、国際事業の拡大を図ります。

コーンスナックの「ポリンキー」が発売25周年を迎えることから、キャラクターの『スリーポリンキーズ』を活用したキャンペーン等でブランドの世界観を広げてまいります。

また、「カラムーチョ」をはじめとするロングセラーブランドの一層の強化に努めます。

更に、国内社会環境の変化により1人でスナック菓子を食べる『個食』に対応する、食べ切りサイズの「スリムバッグ」シリーズをリニューアルし、新しい需要を喚起します。

国際事業におきましては、「カラムーチョ」ブランドへの集中戦略が奏功しております。強い事業基盤を築いている台湾を中核に据え、台湾からの輸出事業を強化するため、現在の輸出先である米国・シンガポール・マレーシアに加えて他の地域へと拡大を図るとともに、新規の事業進出国の可能性を検討いたします。

業務・資本提携しております日清食品グループとの協働につきましては、共同で商談会の実施を推進するほか、ノンフライめんの技術を応用したノンフライポテトチップスを更に改良いたします。

2 タブレット部門

タブレット部門におきましては、潜在的なニーズの高い乳酸菌LS1を配合した「スーパークリッシュ」の拡販に努めます。通信販売業界においてメイン販売チャネルとなったインターネット販売を強化するため、効果的なWEB広告の手法を検討し、パソコンのみならずスマートフォンやタブレット型端末での顧客開拓を進め、お試し品購入から定期購入への転換を図ります。

（4）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は521百万円であります。

このうち主なものは、スナック部門における既存設備の維持・増強を目的とした菓子製造設備更新等の投資によるものであります。

これらの設備投資に係る所要資金につきましては、自己資金より充当いたしました。

（5）資金調達の状況

当連結会計年度において、平成26年11月18日を払込期日として、日清食品ホールディングス株式会社を割当先とした第三者割当による新株式の発行（発行株式数894,000株、1株当たりの発行価額2,638円）を行い、総額で2,358百万円の資金調達を実施いたしました。

（6）重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱湖池屋	30百万円	100%	スナック菓子の製造及び販売
㈱フレンテ・インターナショナル	260百万円	100%	タブレット菓子等の製造及び販売
㈱アシスト	10百万円	100%	汚水処理施設の維持管理その他工場メンテナンスの請負
台湾湖池屋股份有限公司	8百万台湾ドル	51%	スナック菓子の販売

（注） 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	㈱湖池屋
特定完全子会社の住所	東京都板橋区成増五丁目9番7号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,865,431千円
当社の総資産額	15,327,166千円

② その他の重要な企業結合の状況

日清食品ホールディングス株式会社は、当社の議決権を33.4%所有しており、当社は日清食品ホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

（7）主要な拠点（平成27年6月30日現在）

本　　社	東京都板橋区成増五丁目9番7号 （持株会社である当社の本社ビルは、㈱湖池屋の所有となっております。）
スナック部門	関　東　工　場（埼玉県加須市久下） 関東第二工場（埼玉県加須市花崎） 京　都　工　場（京都府南丹市園部町） （スナック菓子関連工場の土地、建物及び関連設備は、㈱湖池屋が所有しております。）
タブレット部門	関　東　工　場（埼玉県加須市久下） （タブレット菓子工場の土地及び建物は㈱湖池屋が所有しております。関連設備の一部は、㈱フレンテ・インターナショナルが所有しております。） 　なお、タブレット菓子の生産につきましては、一次加工品を仕入れ、上記工場で製品化しております。
営　業　所	全国に10ヶ所あり、㈱湖池屋が賃借しております。

（8）従業員の状況（平成27年6月30日現在）

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従　業　員　数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
スナック部門	386（675）	18（△18）
タブレット部門	1（　—）	0（　—）
その他	41（　1）	△6（△1）
合　計	428（676）	12（△19）

（注）1.　従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
　　2.　その他として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等に所属している人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
41（1）	△6（△1）	37.8歳	8.7年

（注）　従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．会社の株式に関する事項

（1）株式の状況（平成27年6月30日現在）

① 発行可能株式総数　8,000,000株

② 発行済株式の総数　5,335,000株（自己株式527株を含む。）

③ 株主数　4,766名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
日清食品ホールディングス株式会社	1,782,200株	33.40%
小池　孝	938,320	17.58
一般社団法人湖池の会	800,800	15.01
小池　渉	188,000	3.52
有限会社ダブリュー・ビー・ファイン	180,000	3.37
フレンテグループ従業員持株会	166,420	3.11
岸田美奈子	43,050	0.80
岸田　亮	43,050	0.80
岸田　俊	43,050	0.80
池亀敏夫	36,080	0.67

（注）　持株比率は自己株式（527株）を控除して計算しております。

（2）その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年11月18日を払込期日として、日清食品ホールディングス株式会社を割当先とした第三者割当により、普通株式894,000株を新たに発行いたしました（1株当たりの発行価額2,638円）。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成27年6月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小池　孝	㈱湖池屋代表取締役会長 ㈱フレンテ・インターナショナル代表取締役社長 ㈱アシスト代表取締役会長
専務取締役	田子　忠	グループ管理管掌 ㈱湖池屋代表取締役社長
常務取締役	小松原義親	グループ営業管掌
取締役	藤原潤也	ＩＲ、渉外管掌
常勤監査役	中野　均	
常勤監査役	神尾和男	
監査役	上平　徹	上平会計事務所 フジ日本精糖㈱社外監査役

（注）1．監査役神尾和男氏及び上平徹氏は、社外監査役であります。
2．監査役神尾和男氏は、長年にわたり金融業界で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査役上平徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、監査役神尾和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。

平成27年6月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	近藤雄一	品質保証室長 ㈱湖池屋取締役製造本部長
執行役員	宍戸泰成	㈱湖池屋取締役生産本部長
執行役員	石井直二	㈱湖池屋取締役マーケティング本部長　兼　商品開発部長 ㈱フレンテ・インターナショナル取締役　兼　マーケティング部長、開発部長
執行役員	石黒　徹	海外事業本部長　兼　台湾事業部長、事業開発部長

（2）事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退　任　事　由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高　野　郁　郎	平成26年9月26日	任　期　満　了	取　締　役

（3）取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	5名	129百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	18百万円 （9百万円）
合　計	8名	147百万円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成14年5月31日開催の臨時株主総会決議において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成14年5月31日開催の臨時株主総会決議において年額70百万円以内と決議いただいております。
4．上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額5百万円（取締役4名に対し5百万円）。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額19百万円（取締役4名に対し17百万円、監査役2名に対し1百万円（うち社外監査役1名に対し0百万円））。

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役上平徹氏は、上平会計事務所を開業しております。当社は同事務所とは特別な関係はありません。
・監査役上平徹氏は、フジ日本精糖株式会社の社外監査役であります。当社は同社とは特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

神尾和男監査役	当事業年度に開催された10回の取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行いました。また、当事業年度に開催された10回の監査役会のすべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
上平　徹監査役	当事業年度に開催された10回の取締役会のうち8回に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、当事業年度に開催された10回の監査役会のすべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、業務と組織運営に精通している少人数の社内取締役が、社内外の環境変化にスピーディーに対応すべく意思決定・業務執行を行うことが経営上有効であると考えており、当事業年度末時点においては、社外取締役を設置しておりませんでした。しかしながら、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）施行等を受け、当社のコーポレート・ガバナンス体制について検討を行い、当社は社外取締役の導入をコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るための有効な手段として位置付けるとともに、監査等委員会設置会社に移行することとし、適任と判断する2名を社外取締役（監査等委員である取締役）候補者としております。

4．会計監査人の状況

（1）名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

（注）1.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（4）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

利益還元を行うに際しては、安定した配当等を継続するとともにグループの業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の株主還元割合を考慮した安定的な配当等を行い当社株式の長期保有を促すとともに、各事業年度の企業活動の成果を、事業収益、キャッシュ・フローの状況等を勘案しながら適正に還元することとしております。

内部留保資金につきましては、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、将来の新製品開発及び新事業の展開、そして財務体質の一層の強化に用いることとし、企業価値の向上及び株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針を踏まえ、平成27年8月11日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり47円50銭の期末配当を行うことといたしております。

連結貸借対照表 (平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金　額
資産の部	
流動資産	**11,205,160**
現金及び預金	3,568,516
受取手形及び売掛金	4,748,030
有価証券	1,199,773
商品及び製品	524,376
仕掛品	8,286
原材料及び貯蔵品	501,049
繰延税金資産	436,065
その他	220,211
貸倒引当金	△1,150
固定資産	**8,780,282**
有形固定資産	**5,653,814**
建物及び構築物	2,011,569
機械装置及び運搬具	2,024,036
土地	1,551,566
建設仮勘定	10,816
その他	55,826
無形固定資産	**71,633**
投資その他の資産	**3,054,834**
投資有価証券	2,374,253
繰延税金資産	509,544
その他	171,936
貸倒引当金	△900
資産合計	**19,985,442**

科目	金　額
負債の部	
流動負債	**5,826,287**
買掛金	3,035,038
未払金	2,162,332
未払法人税等	83,376
役員賞与引当金	5,850
賞与引当金	104,067
その他	435,622
固定負債	**1,892,492**
年金基金脱退損失引当金	21,191
役員退職慰労引当金	360,392
退職給付に係る負債	1,407,797
その他	103,111
負債合計	**7,718,779**
純資産の部	
株主資本	**12,253,987**
資本金	2,269,591
資本剰余金	2,153,976
利益剰余金	7,831,674
自己株式	△1,253
その他の包括利益累計額	**△46,543**
その他有価証券評価差額金	8,193
為替換算調整勘定	13,530
退職給付に係る調整累計額	△68,267
少数株主持分	**59,218**
純資産合計	**12,266,663**
負債・純資産合計	**19,985,442**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知 P.2
株主総会参考書類 P.4
事業報告 P.16
連結計算書類 P.28
計算書類 P.30
監査報告 P.32

連結損益計算書 (平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		31,165,858
売上原価		19,489,300
売上総利益		**11,676,558**
販売費及び一般管理費		11,421,554
営業利益		**255,003**
営業外収益		
受取利息	8,873	
ロイヤルティ収入	10,422	
受取保険金	22,562	
為替差益	8,340	
その他	16,180	66,378
営業外費用		
支払利息	2,914	
持分法による投資損失	16,256	
株式交付費	8,254	
その他	1,337	28,763
経常利益		**292,618**
特別利益		
投資有価証券売却益	93,891	93,891
特別損失		
減損損失	7,781	7,781
税金等調整前当期純利益		**378,728**
法人税、住民税及び事業税	146,270	
法人税等調整額	49,851	196,121
少数株主損益調整前当期純利益		**182,606**
少数株主利益		18,835
当期純利益		**163,771**

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金　額
資産の部	
流動資産	**4,493,506**
現金及び預金	2,386,533
有価証券	1,199,773
貯蔵品	367
前払費用	6,854
繰延税金資産	20,910
関係会社短期貸付金	800,000
未収入金	72,292
その他	6,774
固定資産	**10,833,660**
有形固定資産	**29,787**
車両運搬具	8,328
工具、器具及び備品	21,459
無形固定資産	**59,394**
商標権	19,541
ソフトウェア	28,140
その他	11,712
投資その他の資産	**10,744,477**
投資有価証券	2,322,824
関係会社株式	4,959,048
関係会社長期貸付金	3,890,000
繰延税金資産	366,768
その他	131,908
貸倒引当金	△926,072
資産合計	**15,327,166**

科目	金　額
負債の部	
流動負債	**319,943**
リース債務	1,437
未払金	88,484
未払費用	31,211
未払法人税等	73,072
預り金	87,398
役員賞与引当金	5,850
賞与引当金	7,064
その他	25,426
固定負債	**1,256,862**
リース債務	2,874
退職給付引当金	1,055,850
役員退職慰労引当金	198,074
その他	63
負債合計	**1,576,806**
純資産の部	
株主資本	**13,744,552**
資本金	2,269,591
資本剰余金	6,832,126
資本準備金	6,832,126
利益剰余金	4,644,089
利益準備金	3,992
その他利益剰余金	4,640,096
繰越利益剰余金	4,640,096
自己株式	△1,253
評価・換算差額等	**5,807**
その他有価証券評価差額金	5,807
純資産合計	**13,750,360**
負債・純資産合計	**15,327,166**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知 P.2
株主総会参考書類 P.4
事業報告 P.16
連結計算書類 P.28
計算書類 P.30
監査報告 P.32

損益計算書 (平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金　額	
営業収益		
グループ運営収入	1,100,844	
関係会社配当金収入	208,581	1,309,425
営業費用		**1,083,887**
営業利益		**225,537**
営業外収益		
受取利息	25,350	
受取配当金	4,912	
ロイヤルティ収入	24,086	
貸倒引当金戻入額	13,756	
その他	8,688	76,794
営業外費用		
株式交付費	8,254	
支払手数料	1,337	
その他	0	9,592
経常利益		**292,739**
特別利益		
投資有価証券売却益	93,891	93,891
税引前当期純利益		**386,631**
法人税、住民税及び事業税	100,473	
法人税等調整額	△3,483	96,990
当期純利益		**289,641**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月7日

株式会社　フ　レ　ン　テ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津　田　良　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フレンテの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

招集ご通知 P.2
株主総会参考書類 P.4
事業報告 P.16
連結計算書類 P.28
計算書類 P.30
監査報告 P.32

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月7日

株式会社　フ　レ　ン　テ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津　田　良　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレンテの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画書等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月11日

株式会社フレンテ　監査役会

常勤監査役　中　野　　均　㊞

常勤監査役（社外監査役）　神　尾　和　男　㊞

監査役（社外監査役）　上　平　　徹　㊞

以　上

MEMO

フレンテグループ話題沸騰！

フレンテグループは
各方面で話題沸騰中。
2015年の代表的なものを
ご紹介します。



● 2015年 受賞内容

1月 **日経MJ「ヒット商品番付（フード編）」**
前頭「抜き」系食品の代表として紹介
「カラくないカラムーチョ」

3月 **日本食糧新聞社 食品ヒット大賞 ロングセラー賞**
「カラムーチョ」

『「FOODEX美食女子」グランプリ2015』
グランプリ：
「スリムバッグ トルティアチップス アボカドクリームチーズ味」
金賞：
「トルティアチップス アボカドクリームチーズ味」

4月 **第54回 JPC ジャパン パッケージング コンペティション**
中華・エスニック食品部門　部門賞
「エキゾチップス」

第24回 日本プロモーション企画コンテスト 受賞
※ グランプリは逃したが、
2社の審査員決選投票 1票差
「カラムーチョZ」

7月 **第68回 広告電通賞 テレビ広告部門 優秀賞**
「カラムーチョ」30周年テレビCM

日本食糧新聞社 第33回 食品ヒット大賞

1982年に創設された伝統ある賞で「ロングセラー賞」を受賞。



「FOODEX美食女子」グランプリ2015

アジア最大級の食品・飲料専門展示会『FOODEX JAPAN/国際食品・飲料展』で食に精通した美食女子に大好評。



第68回 広告電通賞 テレビ広告部門 優秀賞

日本で最も歴史ある広告賞で、30周年を機に制作した「カラムーチョ」のCMが受賞。



株式会社フレンテ株主総会会場ご案内図

開催日時 平成27年9月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 ホテルメトロポリタン4階「桜」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号　電話（03）3980－1111

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。



交通のご案内

池袋駅　JR 山手線　埼京線　**東京メトロ** 丸ノ内線　有楽町線　副都心線　西武池袋線　東武東上線

1. 西口より徒歩約4分
2. 南口より徒歩約3分
3. JR線メトロポリタン口より徒歩約2分
4. 副都心線2a出口より徒歩約6分

株式会社フレンテ

東京都板橋区成増五丁目9番7号
03-3979-2115（グループ代表）

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK